

伊丹市都市景観賞の表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市都市景観条例（平成18年伊丹市条例第41号。以下「条例」という。）第35条の2に基づき、伊丹らしい景観を活かし、又はまちの魅力を高めるなど、新たに良好な都市景観を創出している建築物及び工作物並びにまちなみづくりに貢献している活動を表彰することにより、本市の都市景観に対する市民及び事業者の意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、伊丹市都市景観賞（以下「都市景観賞」という。）とする。

(表彰の対象)

第3条 条例第35条の2第1項に規定する表彰の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、おおむね10年以内に新築若しくは新設され、又は増築、改築若しくは外観の模様替が行われた建築物等のうち、新たに良好な景観を創出していると認められるもの。ただし、国又は地方公共団体（その出資している団体を含む。）により建設され、又は設置されたものを除く。

ア 外観のデザインが、歴史性を感じさせるもの又は伝統的な様式を継承するものであること。

イ 形態意匠（形態、色彩その他の意匠をいう。）、規模又は材料等が周辺地域の景観に配慮されており、かつ、当該建築物等が周辺地域の都市景観の象徴となっていること。

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物、若しくは条例第30条第1項の規定により指定された都市景観形成建築物の所有者で、良好な景観が損なわれないよう適切な管理をしているもの。

2 条例第35条の2第2項に規定する表彰の対象は、市内で3年以上継続して行っている次に掲げるいずれかの活動であって、まちなみづくりに貢献していると認められるもの。ただし、花壇・庭等の整備又は管理を目的とする活動を除く。

(1) 地域住民の景観に対する意識の向上に寄与する活動

(2) 地域の良好な景観の形成に寄与する活動

(3) その他これに準ずると市長が認める活動

(表彰)

第4条 表彰は、市制施行の周年事業を実施する年度に行う。

(表彰対象の選定手続)

第5条 表彰対象の募集は公募によるものとし、応募のあったものの中から次条に規定する伊丹市都市景観賞選考委員会の意見を聴いて、市長が選定する。応募は、自薦又は他薦を問わない。

2 市長は、前項の公募において応募がなかった建築物等のうち、市の景観に特に寄与していると認めるものについて、次条に規定する伊丹市都市景観賞選考委員会に推薦することができる。

(選考委員会)

第6条 前条の規定により、公募又は推薦を受けた表彰対象のうちから受賞の対象を選考するため、伊丹市都市景観賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員8人以内で組織する。

3 委員会の委員は、次に掲げる委員をもって充てる。

(1) 伊丹市都市活力部長

(2) 伊丹市都市活力部都市整備室長

(3) 伊丹市都市景観審議会委員である者の中から市長が委嘱する者

4 委員会は、都市景観賞の公募の都度設置するものとし、委員の任期は、委嘱の日から表彰式の日までとする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

7 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の期日)

第8条 表彰の期日は、市長が別に定める。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、都市景観賞の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。